

計画作成年度	令和2年度
計画主体	蔵王町

蔵王町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：蔵王町農林観光課

所在地：宮城県刈田郡蔵王町

大字円田字西浦北10

電話番号：0224-33-2211（代表）

0224-33-3004（直通）

FAX番号：0224-33-2257

メールアドレス：no-shin@town.zao.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	宮城県蔵王町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目 (主たる被害作物)	被害数値	
		面積(a)	金額(千円)
ツキノワグマ	果樹(もも、日本なし 外)	4	149
	飼料作物(デントコーン)	545	2,044
	野菜(スイートコーン 外)	22	175
小 計		571	2,368
イノシシ	水稻	242	1,328
	豆類(大豆)	4	18
	果樹(もも、日本なし、りんご)	2	88
	飼料作物(デントコーン)	83	312
	野菜(かぼちゃ 外)	11	86
	いも類(ばれいしょ 外)	33	348
小 計		375	2,180
ニホンザル	果樹(りんご、日本なし、もも 外)	1	14
	野菜(はくさい)	1	7
小 計		1	22
カラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス	水稻	2	17
	果樹(日本なし、洋なし、りんご 外)	14	685
小 計		16	702
カルガモ	—	0	0
小 計		0	0

タヌキ	豆類(大豆)	8	34
	いも類(ばれいしょ)	11	128
小 計		18	163
ハクビシン	豆類(大豆)	18	82
	果樹(日本なし)	1	53
	野菜(スイートコーン)	3	24
小 計		23	159
ニホンジカ	—	0	0
小 計		0	0
合 計		1,004	5,594

(2) 被害の傾向

○ツキノワグマ

目撃・被害情報は山間部で多く、6月から10月にかけて飼料用作物（主にデントコーン）の食害が発生している。近年では人里近くでの目撃・被害情報が急増しており、人的被害の発生が懸念される。

○イノシシ

町内全域で出没し、主に水稲や飼料作物、いも類等に被害を与えている。

また、筍や野菜、豆類等の食害や畦道等への掘り起こし等もあるため、年間を通して被害が発生している。近年では花きへの被害も確認されている。

○カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）

被害は町内全域で4月から10月にかけて発生している。水稲は移植期、収穫期、果樹は萌芽期、収穫期に被害が集中している。

○カルガモ

農作物被害を未然に防止する観点から、町内全域で被害発生のおそれがある4月から10月にかけて春期・秋期予察捕獲を実施している。主な被害作物とされる水稲の移植期、収穫期の加害直前に一斉に行うことにより、被害が未然に防止されているため、農作物被害は確認されていないものの、今後、個体数増加や農作物被害の発生が予想される。

○ニホンザル

近隣市町で被害が拡大しており、町内でも目撃情報や被害が発生していることから被害拡大が予想される。

○タヌキ・ハクビシン

林野に接する果樹園や畑において被害が発生しており、主に収穫間近の果実や野菜に被害が発生している。ハクビシンについては住宅地へも出没しており、屋根裏等に住み着くケースもある。

○ニホンジカ

近年、町内でも毎年数件の目撃情報が寄せられ、農作物被害は確認されていないものの、今後、個体数増加や農作物被害の発生が予想される。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）	
	被害額	面積	被害額	面積
ツキノワグマ	2,368千円	571 a	2,131千円	513 a
イノシシ	2,180千円	375 a	1,962千円	337 a
ニホンザル	22千円	1 a	20千円	1 a
カラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス	702千円	16 a	631千円	14 a
カルガモ	0千円	0 a	0千円	0 a
タヌキ	163千円	18 a	146千円	16 a
ハクビシン	159千円	23 a	143千円	20 a
ニホンジカ	0千円	0 a	0千円	0 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	協議会及び被害対策実施隊を設置し有害鳥獣の捕獲等を実施。 カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・カルガモの春期・秋期予察捕獲の実施。 ツキノワグマ・イノシシ捕獲檻、わな等の購入。	捕獲隊員の高齢化及び減少、被害発生地域の拡大による捕獲対応等の遅れが出ている。わなの数量不足。住民に対して、狩猟に関する理解と協力を得られるよう周知。
防護柵の設置等に関する取り組み	町単独事業により電気柵、耐用性隔障物の設置に対して補助の実施。 花火を用いた追い払い等自主防除の指導。	防除柵を必要とする面積が広く、設置や撤去、日常の管理が必要となり、労働力の確保が必要となる。個人レベルでの防除には限界があり、集落ごと、地域ごとの集団的防除が必要とされるが、集約化し実践に結びつけることが難しい。

(5) 今後の取組方針

耕作放棄地の増加、捕獲隊員の高齢化・減少など諸問題がある中、鳥獣による農作物被害は増加の一途をたどっている。従来講じてきた対策に加え、農林漁業者自身による狩猟免許（わな猟・第一種銃猟）の取得及び有害鳥獣捕獲に必要な猟銃等の購入に要する経費の支援、新たな捕獲方法（ICT機器、大型囲い罟等）の実証実験や導入、被害対策マニュアルを作成し各戸に配布することで住民の防除意識の向上を図りつつ、地域ぐるみによる侵入防止柵の設置及び維持管理並びに緩衝帯整備等に取り組む住民に対し支援を行うことで、被害を受けにくい集落作り等自主的防除体制の確立を図る。

また、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモに対して、捕獲機材の購入など捕獲圧の強化を図り、ニホンザルについては、生息状況を把握し、必要に応じて追払いや捕獲を行う。ニホンジカについては、農作物被害は確認されていないものの、今後、個体数増加により農作物や山林への被害が懸念されるため、住民の目撃や出没情報を的確に収集し、生息域の把握に努める。

なお、農作物等への被害が確認された場合は、被害防止施設設置を推進するとともに緩衝帯整備を推進し、必要に応じて追払いを行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○蔵王町農作物有害鳥獣対策協議会
野生鳥獣による被害状況調査、鳥獣被害対策実施隊員へ捕獲依頼

○蔵王町鳥獣被害対策実施隊
捕獲依頼に基づく捕獲活動の実施

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
R 3	ツキノワグマ カラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス カルガモ イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシン ニホンジカ	自主的防除体制の確立に向けた支援 狩猟免許（わな猟・第一種銃猟）取得の支援 猟銃等所持許可取得の支援 蔵王町鳥獣被害対策実施隊入隊の支援 猟銃等購入経費の補助 捕獲機材の導入・効果検証 捕獲圧の強化・効果検証 銃器及び花火を併用した効果的な追い払い、捕獲の実施
R 4	ツキノワグマ カラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス カルガモ イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシン ニホンジカ	自主的防除体制の確立に向けた支援 狩猟免許（わな猟・第一種銃猟）取得の支援 猟銃等所持許可取得の支援 蔵王町鳥獣被害対策実施隊入隊の支援 猟銃等購入経費の補助 捕獲機材の導入・効果検証 捕獲圧の強化・効果検証 銃器及び花火を併用した効果的な追い払い、捕獲の実施
R 5	ツキノワグマ カラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス カルガモ イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシン ニホンジカ	自主的防除体制の確立に向けた支援 狩猟免許（わな猟・第一種銃猟）取得の支援 猟銃等所持許可取得の支援 蔵王町鳥獣被害対策実施隊入隊の支援 猟銃等購入経費の補助 捕獲機材の導入・効果検証 捕獲圧の強化・効果検証 銃器及び花火を併用した効果的な追い払い、捕獲の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ等については捕獲頭数よりも出生頭数の方が上回っていると思われる。近年の捕獲実績、農作物等への被害状況を勘案しながら捕獲数を設定し、適正に捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツキノワグマ	被害防除対策を行った上で、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について捕獲を行う。		
イノシシ	1000	1000	1000
カラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス	400	400	400
カルガモ	200	200	200
ニホンザル	50	50	50
タヌキ	400	400	400
ハクビシン	100	100	100
ニホンジカ	10	10	10

※「第三期宮城県イノシシ管理計画」により毎年度作成するイノシシ管理事業実施計画との整合性を図るものとする。ニホンザルについても同様。

捕獲等の取組内容

- ・ ツキノワグマ
6月から目撃情報が多くなり、7月から10月にかけて被害が発生する。
捕獲については被害状況に応じて捕獲以外で防ぎきれない場合のみ実施する。
- ・ イノシシ
4月から11月にかけて出没が多く、その情報は町内全域にわたる。被害状況により捕獲場所等を選定し、最も効果が期待できる方法で実施する。
年間を通して捕獲活動を実施する。
- ・ カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ
被害が集中する春、秋に予察捕獲を実施する。また、被害状況に応じて予察捕獲の他に有害捕獲を実施する。
- ・ ニホンザル
生息調査等を実施し状況を把握し、年間を通して追い払いや捕獲を実施する。
- ・ タヌキ
4月から6月、9月から11月にかけて出没が多く、その情報は町内全域にわたる。被害状況により捕獲場所等を選定し、最も効果が期待できる方法で実施する。
年間を通して捕獲活動を実施する。
- ・ ハクビシン
7月から10月にかけて出没が多く、その情報は町内全域にわたる。被害状況により捕獲場所等を選定し、最も効果が期待できる方法で実施する。
年間を通して捕獲活動を実施する。
- ・ ニホンジカ
4月から11月にかけて出没しており、その情報は山林との境界付近が多い。被害状況により捕獲場所等を選定し、最も効果が期待できる方法で実施する。
年間を通して捕獲活動を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 4,000m	ワイヤーメッシュ柵 4,000m	ワイヤーメッシュ柵 4,000m

(2) その他被害防止に関する取組

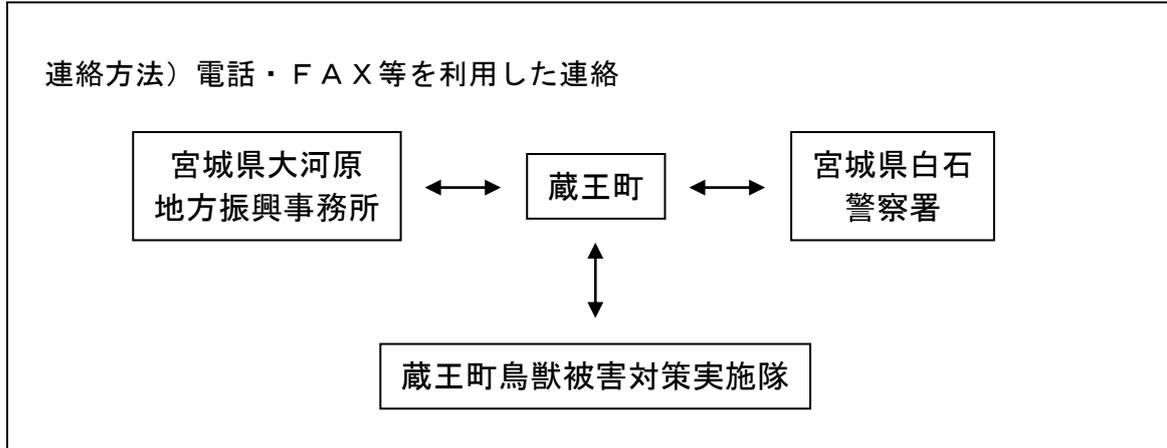
年度	対象鳥獣	取組内容
R3~R5	ツキノワグマ カラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス カルガモ イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシン ニホンジカ	電気柵等被害防除柵の設置に対する補助の実施 春期・秋期予察捕獲の実施 捕獲圧の強化 チラシ等による周知啓発活動の推進 銃器や花火を用いた追い払い業務 地域住民説明会 関係機関と連携した研修会の開催

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
蔵王町	現地の状況確認、捕獲許可申請(口頭)
宮城県白石警察署	町へ通報、緊急時の警察官職務執行法に基づく命令
宮城県大河原地方振興事務所	町へ通報、緊急時に町からの要請に応じた支援(対応体制の整備)
蔵王町鳥獣被害対策実施隊	捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

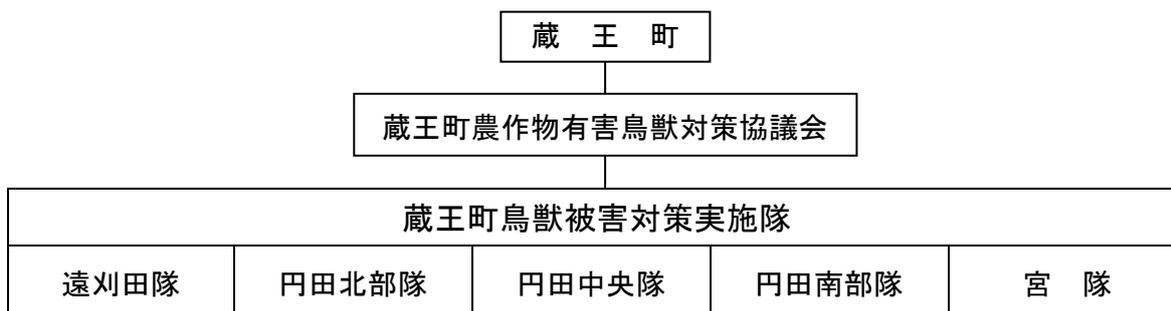
協議会の名称	蔵王町農作物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
蔵王町	会長、被害防止計画の策定、捕獲許可事務
みやぎ仙南農業協同組合	副会長、事務局、被害農家からの情報提供
白石蔵王森林組合	監査、被害農家からの情報提供
宮城県農業共済組合	監査、被害農家からの情報提供
刈田猟友会	有害鳥獣の捕獲、被害農家からの情報提供
宮城県自然保護員	鳥獣保護区等の管理、捕獲隊員への指導
蔵王町農家組合	被害農家からの情報提供
蔵王町行政区長会	被害農家からの情報提供、広報・回覧文書配布
蔵王町農業委員会	被害農家からの情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県大河原農業改良普及センター	情報集約、被害軽減の情報提供
宮城県大河原地方振興事務所林業振興部	情報集約、被害軽減の情報提供、捕獲許可等
宮城県白石警察署	銃刀法等に基づく安全管理等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊 遠刈田隊	鳥獣被害対策実施隊 円田北部隊	鳥獣被害対策実施隊 円田中央隊	鳥獣被害対策実施隊 円田南部隊	鳥獣被害対策実施隊 宮 隊
-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	------------------



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣については回収し、焼却、埋葬、自家消費等（簡易放射能測定を実施し基準値を下回ったもの）による処分を基本とする。
有害鳥獣解体場にて解体処理作業を行い一般廃棄物として処分。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用その有効な利用に関する事項

放射性物質の影響により、国からの出荷制限指示等が出されており、当面の間捕獲したイノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカの食用としての利用は困難な状況であるが、県の放射性物質検査の結果、食品の需要に加え、県及び関係市町とのジビエ利用に向けた検討会での内容を踏まえ、必要に応じて検討する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会と連携して必要な対策を講じる。